平成２３年（フ）第１１０９号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町82番地４　スカイコート203
債務者　湯浅惟之こと　湯浅　忠資
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
北海道虻田郡京極町字京極166番地
債務者　江守　俊克
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第１８号
北海道虻田郡京極町字京極166番地
債務者　江守　香織
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第４９号
兵庫県洲本市本町６丁目４番27号、前住所兵庫県洲本市宇山３丁目８番41号　隈下住宅10号
債務者　溝端　　力
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３１号
福島県郡山市横塚６丁目７番12号
債務者　碓井　剛一
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
福島県岩瀬郡鏡石町境57番地　ヴィラサワダＥ―103号
債務者　小松　寿郎
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
兵庫県淡路市室津1633番地９
債務者　眞尾こと　森　　美栄
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第５８号
山口県岩国市元町４丁目１番５―1001号　グランドール岩国
債務者　池田　寧子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第６６号
佐賀県唐津市鎮西町加唐島495番地
債務者　山口　　将
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１８０４号
名古屋市守山区八剣１丁目1207番地
債務者　コーヒー＆ベーカリーアカネこと　原　ひろ
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６号
兵庫県丹波市氷上町成松335番地２
債務者　元田　裕美
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
兵庫県丹波市氷上町日比宇46番地
債務者　谷水　昌人
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
松江市東出雲町出雲郷797番地７
債務者　亀谷　弘子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８号
青森県弘前市大字東城北２丁目４番地４　太田ハイツ101号
債務者　小野由紀子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１３５号
青森県弘前市大字新町137番地
債務者　小山内東一郎
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１３９号
青森県弘前市大字桜ケ丘５丁目５番地１　市営住宅Ｃ―306号
債務者　小川さおり（旧姓高嶋）
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２９９号
和歌山市西河岸町75番地
債務者　田中　澄子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係